

第十三回 参議院法務委員会會議録第二十三号

昭和二十七年四月十五日(火曜日)午前十時五十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 伊藤 修君
委員 加藤 武徳君
左藤 義詮君
長谷山行毅君
岡部 常君
一松 定吉君
羽仁 五郎君

衆議院議員

政府委員

地方自治庁 奥野 誠亮君
財政課長 野木 新一君
法務府法制意 見第四局長 岡原 昌男君
法務府検務局長 平賀 健太君
民事法務長官 事務局長 長谷川 宏君
常任委員 西村 高兄君
常任委員 会専門員 会専門員

○住民登録法施行法案(衆議院提出)
○委員長(小野義夫君) これより委員会を開きます。

先ず住民登録法施行法案を議題に供します。本案に對しまして提案者より更に詳細なる説明を願います。

○衆議院議員(綴治良作君) 住民登録法施行法案の逐条説明をさして頂きます。

第四部

法務委員会會議録第二十三号 昭和二十七年四月十五日【参議院】

先ず第一条でござりますが、本案はこの法律の目的を明らかにした規定でありまして、住民登録法は昭和二十六年六月八日法律第二百十八号を以て公布され、本年の七月一日までの間に政令で定める日から施行されることになつておりますが、同法にはその施行の際現に市町村の住民である者についてなされる最初の登録に關しては規定が設けられていないのであります。これは同法施行の際の最初の登録は制度の基礎となるものでありまして、その成果の如何はその後の登録の運用に極めて重大な影響を与えますので、別に施行法を制定してその中で最初の登録に關する規定を設ける趣旨であつたからであります。この住民登録法施行法は右の施行法に相當するものでありまして、住民登録法施行の際現に市町村の区域内に住所を有する者についてすべき最初の登録に關して必要な規定をし、最初の登録の完全な実施を図らうとするものであることを明らかにしたものであります。

第二条は住民登録法施行の際現に市町村の区域内に住所を有する者について遅滞なく住民票を製作すべきことを明らかにしたものであります。住民票の記載を法施行日の午前零時現在の事実に基づいて施行することとしたものは、登録の正確を期するためであり、又住民登録法第四條第八号の事項、即ち従前の住所の記載を要しないとしたのは、この事項は住民登録法施行後住所が移動した場合を予定したものであるからであります。

第三条、住民票の製作は届出に基いてするものが最も便宜であり、且つ正確を期するゆゑんでありますから、本条は住民登録法施行の際現に市町村の区域内に住所を有する者について最初の住民票の記載事項となつてゐる事実を届け出させることとしたのであります。届出義務者、届出地及び届書の一般的記載事項については本条第二項で住民登録法第十九條から第二十一條までの規定が採用されております。なお最初の住民票はその後生すべき住所その他の異動を直ちに登録することができるとし、得る限り速かに製作する必要があるもので届出期間を五日とした次第であります。

第四条、最初の登録は住民登録制度の基礎となるものでありまして、その成果の如何はその後の登録に關する運命を左右するものであります。この登録を専ら前条の届出だけに基いてするときは届出が怠られ或いは不正確な届出がなされる虞れがありますので、本条は市町村が住民登録法施行の際、積極的に各世帯について住民票の記載事項となつております事実を調査することを定めたものであります。市町村は本条の規定によりまして、調査の際に住民に對し届出を奨励すると共に、届書の記載を調査の結果と照合させてその正確を図り、又届出をしない者があつたときはこの調査に基いて市町村が職権で住民票を製作することとなるわけでありまして。

第五条、本条は住民登録法第十六條と同趣旨の規定でありまして、住所地と本籍地とを異にする者について戸籍の附票の製作を可能とすると共に、住民票の記載の正確を図るため住所地の市町村と本籍地の市町村との間に住民票の記載事項に關し相互に通知をすることを定めたものであります。即ち市町村は第二条の規定によりその住民について住民票を製作するのであります。が、この場合に住所地と本籍地とが異なる者については、住所地の市町村は本籍地の市町村に住民票の記載事項、住民登録法第四條第四号に掲げる事項は附票の記載事項となつていないので、この事項を除いたものを通知し、本籍地の市町村でこの通知に基いてその者の戸籍の附票を製作することとなるのであります。右の場合において本籍地の市町村は通知を受けた事項と戸籍の記載とを照合し、両者が一致する場合に於てその旨を、又一致しない場合に於てその旨及び一致しない事項に關する戸籍の記載、本人が戸籍に記載されてい

ないとき及びその旨を折返し住所地の市町村に通知する。本条は住民登録法第十六條と異なり、照合の結果通知を受けた事項が戸籍の記載と合わない場合ばかりでなく、通知を受けた事項と戸籍の記載とが一致する場合であつても住所地の市町村に通知すべきこととしました。これは法施行の当初に作製される住民票及び附票の記載の正確性を特に保障する必要があるからであります。

第六条は、本条は住民登録法施行の際現に市町村の区域内に本籍を有する者について、市町村は法施行後遅滞なく本籍人全部について附票を製作すべきことを明らかにしたものであります。本籍地に住所を有する者については第三条の届出及び第四条の調査により直ちに附票を製作することができ、本籍地と現住地とが異なる者については、前条第一項の通知に基いて附票を製作することとなるのであります。

第七条は、最初の登録は法施行の際の市町村の住民全部について漏れなく且つ正確になされなければならないこと、及びそのために市町村は住民登録法施行の当初積極的に各世帯について住民票の記載事項を調査すべきことは前に述べた通りであります。市町村の職員だけでこの事務を完全に遂行することは困難であるので、その補助をさせるため市町村は政令で定めるところにより調査員を置くべきこととしたのである。この政令において調査員は國勢調査の際設定された調査員を基準とし、原則として一調査員に一人即ち全國で約三十六万八千人を置くものとすることが予定されております。調査員は市町村長の指揮を受けて、第四条の調査及び住民票の記載、第五条の通知書の記入その他最初の登録事務の全般に亘り市町村の当該吏員を補助することとなるのであります。

第八条、本条は第三条の届出を怠つた者に対する過料の制裁を定めたものであります。

であつて、住民登録法第三十一条と同じ趣旨であります。

第九條、本条は最初事務の処理に關し、全国的に取扱の統一を要する事項について政令で必要な規定を設ける趣旨でありますが、この政令で規定すべき主な事項は第三條の届出の方式等でありま。

附則第一項、この法律の施行を定めたものであります。この法律の施行準備のために必要な事項とは調査員の委嘱、住民登録法施行後に行う調査の準備としてあらかじめ世帯の配置、世帯員の数等を調査すること等でありまが、これについてはその性質上施行期日前に行うことができないこととしたのであります。附則第二項から第四項までは住民登録法に寄附法に代るものであるから寄附法を廃止し、その経過措置を定めたものであります。政令で定める経過措置の主なるものは、寄附手続令(大正三年勅令第二百二十六号)の廃止並びに寄附簿の保存及び保存期間等であります。附則第五項は法務府措置法の一部を改正し、住民登録に關する事項について法務総裁、民事局、法務局及び地方法務局の権限及び所管事項を明らかにしたものであります。附則第六項、寄附法の廃止に伴う戸籍法の規定の整理を行うと共に、戸籍の届出書に届出人、届出事件の本人及び届出事件によつて戸籍の変動を生ずる者の住所を記載せしめることとし、これにより住民登録法第九條の通知を可能ならしめる趣旨であります。

附則第七項、寄附法の廃止に伴いまして寄附地の特別裁判籍は不要となります。住所地の普通裁判籍だけで十分となるので民事訴訟法の規定の整理を行なつたものであります。附則第八項、沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に關する政令について寄附法の廃止に伴う規定の整理を行うと共に、南西諸島等の地域に本籍を有する者の住民登録事務で本籍地の市町村長が管理すべきもの、即ち戸籍の附票に關する事務及びこれに附帯する事務をこの政令第一條の法務府事務官、即ち法務府令で定める法務局に勤務する法務府事務官で、法務総裁の指定する者が管理すべきこととしたのであります。附則第九項、住民登録事務に要する市町村の経費を戸籍事務費と共に経費の種類として規定し、その測定単位として世帯数を加えたものであります。この第九項がこの施行法の施行に伴う最も重要な点でございますが、参考は行つておりまと思ひますが、平衡交付金の欄にこれだけを変更して附加えて、毎年の計上費は平衡交付金からこれだけもう方法をとつた次第であります。

以上を以て説明を終わります。なお、この施行が誠に遅れましたのでできるだけ早くやつて頂きますと予算が実施されませんので早くもらつて準備にかかりたいと思ひます。

○委員長(小野義典) 経費その他に關連しての説明をお願いします。

○政府委員(平賀健太) 法務府の事務当局からこの住民登録法の施行に要する経費の概略について御説明申し上げます。

お手許にごさいます住民登録法施行法案に關する資料の四十七頁を御覧願ひたいと思ひます。住民登録法の施行に關しましては、最初の登録に要する経費とその後におきます計上費とを分けて、最初の登録に要する経費は国の補助金で賄う。それからその後に要する計上費は市町村の負担としたもので、不足がございしたら平衡交付金で賄つてもらう。こういう構想でおるのでございませう。資料の四十七頁に挙げてございませう。これは最初の登録に要するところの経費で、国の補助金で賄われるものでございませう。本年度の予算に計上されております三億六千万、これが創設と申しますか、最初の登録に必要な経費になつて来るわけでございます。内訳はここに記載してある通りでございますが、極く概略を申し上げますと、法務府に七千八百万円、約七千九百万円入つておるのでございませう。これは法務府におきまして住民登録法の実施の指導に必要な経費が七千二千万、それから最初の登録に必要な戸籍の附票の用紙、或いは届書の用紙、そういう諸用紙の紙代及び印刷費、それからこれを全国の市町村に運搬いたしました運搬費、こういうものを合せて七千八百九十二万五千円となつております。

それから次は市町村に對する補助金でございます。で補助金は内訳をここに書いてございませう。先ず全国の市町村に約五十世帯乃至七十世帯を単位としたしまして調査区といふのを設けて、その調査区について原則として一人の調査員を委嘱いたしまして、この調査員が調査に當ると、で全国に三十六万八千の調査区ができる予定でございませう。で、三十六万八千人の調査員の手当をいたしまして一億八千七百六十八万

円、これは一人の調査員の一日当りが百七十円、その三日分合計五百十四円、一人当たり五百十四の計算になつておるのでございませう。それから次は市町村におきましてこの最初の登録を実施いたします際には、法務局或いは地方法務局等に連絡いたしましたり、或いは調査員を集めまして指導したり、訓練したりする必要がございませうので、そういう雑費に充てますために六百十六万四千円。それから次は同じく市町村におきまして最初の登録の際に筆墨代、紙代、そういう雑費が要りますので、それに充てますために二百九万七千三百円。それから次は通信運搬費でございますが、これは先ほど逐条説明の際に説明がございましたが、最初の登録の際には住民票に登録いたしますという、それが戸籍と合つてくるかどうか調査しなくちゃなりませんし、更に本籍地におきましては、戸籍の附票を作る必要がある關係で、住所と本籍地との間に通信連絡の必要が生じて来るわけでございます。その通信連絡の必要な経費、その他市町村と法務府或いは法務局地方法務局等に通信連絡をする、そういう経費をいたしまして七千七百五十三万八千七百円が計上されておるのでございませう。

以上が市町村に對する補助金でございます。合計が二億七千三百四十八万円になつておるのでございませう。それからこの法務府の出先でございませう、法務局、地方法務局が実際にこの最初の登録の指導をいたします關係におきまして、法務局の予算をいたしまして法務局、地方法務局の経費に充てますために、住民登録法の実施の際百五十五万六千円。それから市町村との間の通信連絡、運搬、これは諸用紙なんかの運搬でございますが、これが五百九十六万七千円、合計七百五十二万三千円となつております。で、これが国の予算に入つておる経費の三億六千万円の内訳でございませう。この三億六千万円、これはもとより必ずしも満了しなくても、これだけありましたならば、とにかく最初の登録に必要な最小限度はこれで賄えるというふうにお考えおるのでございませう。

以上は最初の登録に、臨時に必要な経費でございますが、最初の登録が終りまして、その後の住民登録事務を処理して行きますための経費、これは事務の性質から見まして市町村が負担するのが適當であらうと考えられますので、平衡交付金制度で賄つて行くことという考え方ののでございませう。で、本年の七月一日にこの制度を実施いたしますので、七月一日以後来年度の三月末日までの経費を市町村においてこの経費としてどのくらい必要であるかというのを法務府でも調査いたしますし、更に地方財政委員会の事務当局とも打合せて、いろいろ検討をいたしておるのであります。只今のところ、法務府の事務当局といたしまして検討した結果では、本年の七月一日以後本年度内に必要な市町村の経費といふのは、大体十四億四千万になる計算でございませう。一世帯当たりを計算すると約八十円になるのでございませう。内訳はどういうふうになつてゐるか申しますと、市町村の住民登録従事職員の人員費、それから旅費、それから最初に住民票を作りますために、かなり膨大な数量の住民票であり

まするので、臨時雇を使いましてその住民票の作製の補助をさせなければならぬ。その臨時雇の賃金であるとか、それからその他の諸雑費などを合せて、それが約十四億円になるという計算なのでございます。従いましてこの平衡交付金を算定いたします際にも、この約十四億円という数字が市町村の需要額ということになりますので、これを基礎として平衡交付金が算定されて行くことになると思つたのでございます。

以上経費の点の概略を御説明いたしました。

○委員長(小野義夫君) それでは平衡交付金に關して地方自治庁財政課長奥野誠亮君。

○政府委員(奥野誠亮君) 住民登録法が施行されました時に必要としたとする経費の見積りにつきましては、只今平賀さんからお話になりました通り、法務府と地方財政委員会との間で打合せを了しております。従いまして又地方財政平衡交付金の算定に當りまして、只今お話の中にありましたような算定の仕方をしたいというふうな考へております。なお私が戸籍住民登録法の関係で今まで十億円内外のものを追加することになるのだと申し上げてゐるのであります。只今住民登録の關係だけで十四億円内外のものが追加になるという御説明がありまして、その食い違いは従来戸籍事務費で算定されておりましたものが十二億八千万円程度であります。ところが、住民登録法が施行になりますと寄留關係の仕事がなくなつて参りますので、それも含めて十二億八千万円と測定しておつたわけでありまして、この部

分が九億円内外に下つて来るわけでありまして、これに住民登録關係の十四億円内外のものを合せますと、戸籍住民登録費の總計が二十三億内外になるわけでありまして、これと十二億八千万円との差額が十億円余りでありまして、それだけのものが基準財政需要額として市町村分に追加されるのであります。こういふような計算になるわけでありまして、

〔委員長退席、理事伊藤修君委員長席に着く〕

○理事(伊藤修君) 何か御質疑があらうになりますか。

○羽仁五郎君 この住民登録法施行法案については、この元になつた住民登録法案が本委員会でも審議されましたときに、私としては幾つかの論議を挙げ、こゝういふ住民登録というふうなことが行われる場合に、政府として或いはその立法者として重大な関心を払わなければならぬ点を列挙しておいたことは、今議題になつております新しい法案の提出者におかれても十分御記憶のことであらうと思つております。従つてそれらの点について今繰返すことを避けませんが、私はその当時のこの速記録を調べても恐らくあると思つたのであります。住民登録法の法案の提出者であるかたが、即ち共通しておるこの立法に當られるかたが、この住民登録法について私が述べたような点は重大な意義を持つておるというところは御承認になつて、そうしてそれらは施行法において必ず十分にこれを尊重するといふことを述べておられたのであります。で、これは速記録によつて証明するまでもなく當然のことでありまして、その故にわざ／＼施行

行法という、法案というものを以て、単に施行細則というふうな法令的な手続をやらないうで、法律を以てこの施行に關する規定をなされるということに私はなつてゐるだらうと思つたのです。ところが、この提案された施行法案のほうを拝見いたしました、それらの点に關する考慮が一つもないのです。それで、これは先ずその点を、伺つておきたいと思つたのであります。住民登録法それ自体がすでにこゝういふ問題を含んでゐるのでありますけれども、併し當時としてはいろいろ事情があつて、そのうして最小限度の修正で以て私どもは満足を得ざるを得なかつた、満足したわけではないのですけれども、實際上において最小限度の修正しか行われなかつた。併しその際私は決してこの住民登録法について、結果において現われた修正を以て満足してゐるものではないといふことは當時も申し上げたのであります。で、それらの点は必ずこの施行法において、施行法案において現わされるというふうな期待してゐたのです。で何故にこゝういふ点の考慮を全く忘却されたやうな形で、この施行法案を出したになつてゐるのか。即ち前回に申し上げましたやうな趣旨が全く御了解がないのでしやうかどうか。で甚だ恐縮ですが、前回にこの住民登録法の際に申上げた要點だけを今繰返さざるを得ないのであります。あらゆる法律がこゝうでありますけれども、併し特にこの住民の登録、つまり、国民の一人々々の或いは人権、或いはその個人の秘密といふものに關係をする立法をなす場合に、厳格に守らなければならないことは、いわゆる行政上の便宜といふものに便乗して、こゝうし

て個人の人權、或いは個人の秘密といふものに立ち入つてはならない。これはもうすでに数千年來の歴史の証明するところであつて、その最初のものとしては有名な旧約聖書に述べられておるやうに、ダビデがイスラエルの民の数を数えようとした。ところがパレの數を数えようとした。これはもう古くからある問題で、民の数を数えるといふことは決して輕々しくやることはできない。ダビデのやうな賢明なる王が全く行政上の便宜といふことからは言論の自由も何にもないかも知れないが、疫病といふものになつて現われるといふくらゐ恐るべき問題がそこにあるのであります。それから第二の例として住民登録のときに申上げたのは、イギリスがいわゆる國勢調査といふものをやつておる場合に必ず大體その要點として第一に、その國勢調査によつて調査するところのものは、統計以外の目的に用いることを許さない。若しこれを統計以外の目的に政府、公務員なりが用いた場合には、それに対して嚴重な刑罰、二年以下の懲役、或いは何ポンドの罰金とかいふ刑罰を以てそれを規定してある。そうして且つその國勢調査をなす場合にその調査表を作る人はその家の戸主であり、決して公務員がそれを作らなからなければならないのはこれを守るときに建前をとつておる。これも前に申上げた通りであります。こゝういふふうなふに長い歴史の上で守られて來ておるもの、こゝうしてその個人の秘密を守るといふことは如何に

保障せらるべきかといふことの最も手えやすい例としてこの前の場合に癩癪養所に入つておられるかたが、例を引いたのであります。個人の秘密と言いますと、とかくいわゆる官僚主義的な人々は民衆の秘密といふものをあはいてもかまわない、或いはむしろそれを立ち入ることを興味を感じておるのではないかとと思われるくらい疑わざるを得ない理由がある。併しなから、如何なる官僚主義者といへども癩癪養所に入所しておる人々の秘密を侵せば癩癪養所に収容するといふ目的は果せなくなつてしまふ。それで民間に自分の家で治療をしてゐる患者が殖えて、それで癩の蔓延を防ぐことができない。こゝういふやうに癩に罹つておられるかたが、その秘密といふものが現わしておるやうな問題は、決してこれは癩ばかりの問題ではないのです。人間に個人の秘密がなくなつてしまふといふことは、同時に個人の秘密が侵されてしまふといふことは、人間に深い生活がなくなつてしまふといふことなす。何でも人にわかつてしまふやうな簡単な生活しかできない。それでは到底社会の進歩或いは將來の發展といふことを期するといふことはできない。且つ又、その個人の秘密を侵す官僚主義が許される場合には、これはやがては基本的人權が侵害されるという警察國家にも優るべき危険がそこにあるに包蔵されて行く。故にこの住民登録法案が立法されるに、これらの点を十分お考へになつておるはずだといふふうに思つて質問したのであります。が、當時の速記録を見れば明らかにそれがわかるやうに、住民登録法の立案者におかれてはこれらの重大な点につ

いて慎重な考慮を欠いておられたのではないかと、いふように恐れざるを得ないような印象を私は受けたのであります。併し當時として若しそうであつたとするならば、今度それを施行する上に特に法律を以て規定する住民登録法施行法におきましてはこれらの趣旨が明らかに掲げらるべきであつたといふように私は了解しておつたのであります。従つてこの目的、或いはこの前文といふものにおいてこの住民登録といふことは行政上の便宜からこれをなすべきものであるけれども、併しながら行政の便宜といふことによつて基本的人権、或いは個人の秘密といふようなそういう近代社会の原則といふものを侵すものではない。又これを侵した場合には、それを侵した公務員はその責任を問われなければならない。それからこの登録法を施行する場合に、その施行……それらの基本的人権や個人の秘密に亘るものまで守られるような措置がとられていふことを明らかにする必要があるは絶対にあると思ふのであります。どうしてそういうような規定をお作りにならなかつたのでしうか。この前の住民登録法のとときの質疑応答、或いは討論といふものに、参議院の本委員会における質疑応答並びに討論といふものの趣旨を全然無視されるという立場をとられたのであります。どうか。その点を先ず伺つておきたい。

○衆議院議員(鐵治長作君) 前回本法の際の御議論は十分記憶もしておりますし、又述べましたことも覚えております。つもりであります。御指摘の例は非常な稀な事項でありますので、勿論立法の際に考え及ばなかつたことは当然であります。そこでこの前も申し上げま

したが、法律は、いわゆる社会通念を元にして作りますものでございますから、特殊の例があるからといってこの法律を変えるというわけには参りません。但しこれを適用する場合に、その適用において十分その点を尊重し、その御趣旨に従つてやるべきものである。かように考えて、私は答弁したつもりであります。なおそれでも足らんとするならば、特別の立法を作るよりはかかないのではないか。かように考えまして、特別の立法の点にまでは考え及んでおりませんが、施行の際には十分適用においてその点を尊重してやるようにしたいと、かように考えております。然らばこの施行法に何故載せなかつたか。この施行法は最初の登録のことだけ規定しておりますので、又それに載せるほどの実際のタツチするほどの細かいことまでやつておりませんから、その意味で施行法には載せてございません。なおこの目的は、特別の目的を持つておるものではないのでありまして、何もその個人の秘密を特にあばいて出すとか、匿したがるものを公けに示すためにやるものではないでございます。専らいわゆる人口の統計の正確を期するためでありますから、その目的さえ達せられるならば、個人の秘密は十分尊重すべきことはこの職に当る地方公務員におきますして十分察知してやるものと思ひます。又地方公務員法におきましても個人の秘密を漏らしてはいかんという規定もございますので、その点に対してはでき得る限り施行当局には注意はいたしますが、御指摘のような御心配はそうなくて済むのではないかと、かように考えております。

○羽仁五郎君 只今提案者からの御説明でありましたが、特殊な例であつたからそのことは考慮されてなかつたとおつしやるのですが、それは少し男らしくないと思う。特殊な例を引いてわかりやすくしたのであつて、私はその特殊な例だけが目的でないのです。で、願療養所におられるかたの秘密さえ保持すればほかには保持される秘密はないという気持では全くないのであります。一般に個人の秘密を尊重されなければならぬ、その点についての考慮が、或いは我々をして十分だというふうな思わしめることができなかったのではないかとということを申し上げたのであります。その証拠には現に住民登録法にそういう点についての何らの明示したところの規定というものがないでございませぬ。それで私は当時そのことを指摘したのでありますが、前のことを余り申上げることが好ましくありませんが、今度最初にこれが行われるときに一つの法律がなされるのでありますから、ですからこれは最初に行われるときのことだからというように一応軽くお考えになつておるようでありますが、堂々たる法律案を持つて国会にお臨みになる提案者のそのお立場からしまして、その識見を示される意味においてここにそれを掲げられることが当然ではなかつたか。いわんや只今の御答弁の中にもございましたように、それらの施行の際に十分気をつけるといふようにおつしやつた。これは提案者が立派な立法者でおられることからして、気をつけるということは、即ち法律上においてそれを現わすことであるといふように私は了解しておつたのであります。いわゆる世間で言う

らというような意味には私は承わつておかない。これは立法上において、そうした考慮を明らかに現わすという御意思であらうというふうに思つて、そうして又、最後にこの住民登録法施行法に、さつき申上げましたような点を明らかにするすといふことは、何ら法律の体裁から言つてもおかしいことはない。本来から言えば、住民登録法に示されることが最も望ましかつたのでありますけれども、併し改善の策として、住民登録法そのものに示されなかつたけれども、住民登録法施行法の、これを施行する最初の場合に、これが明示されるといふことは、又極めて望ましいことではないか。御承知のように、統計委員会が、その管理しておられるその統計を、統計委員会自身とと少しでも他の関係においてこれが使用される場合には、統計委員長が一それについて明らかにそれを認めるということの態度をとつておられるのであります。そういうふう generally 統計或いは個人の私生活に或いは亘るのではないかと思えるような調査については、近代の法は飽くまで嚴格にして綿密に、そうして鄭重な態度をとつておるといふのが私は一般の原則、不幸にして住民登録法にはそういう態度が現われていない。住民登録法施行法の場合には、これを是非現わされることが必要であらうというふうに考えられるのであります。これらの点について重ねて、而もそれが必要でないといふようにお考えになつておるとすれば、それらの論拠を伺つておきたいと思うのであります。

務員がこれらの点について十分基本的人権或いは個人の秘密というものを尊重することを知っておるといってお答えがございましたが、これは残念ながらそうでないという事実のほうが多いのであります。これはいわゆる基本的人権の侵犯に関する事件の大多数は公務員になつておるといふことは統計の示すところでありまゝ。遺憾ながら日本の公務員、なかんずく警察公務員、併し警察公務員ばかりじゃありません、一般の公務員が国民の人権を尊重する点において、日本は列国に冠たる歴史を持つておるのじやない、その反対の悲しむべき歴史を持つておる。そういう点かと言ひましても、ただこうしたそういう点について一言の言及もない法律を以て臨まれるということは、果してそれらの問題を引き起さないであらうか、それらの問題は引き起されてしまつてからでは実際救済の余地がない。そういう意味から重ねてそういうような前文なり、或いは何なりを、単にこの委員会における御説明、或いは御答弁だけでなく、その施行法なり、何なりにおいて明らかにお示しになるというお考えがないでありませんようか。若しなにとすればなくても大丈夫なのだという、我々の納得するような御説明を伺つておきたい。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 私は前回からの御議論でありました癩のことだと思つたのですが、一般的に各個人の秘密及び人権を尊重せよという御意思でありますならば今さら申上げるまでもございませぬ。それを尊重しないような法律ならばこれは法律として認めべきものではないのでありますか

ら、これはさうなことを根本には憲法を十分悟つて法律を作つておられますし、又この施行に当る人もさうな考えを持つてやるものだ、かように考へてゐるのではありません。そこで第一の御議論は、施行法の話ですが、施行法は最初の登録をどういう方法でやるか、これだけをきめておきますのです。それから登録に當つてさういふことをそのあとで出ます施行令できめますので、その意味でこの施行法にはそれらの点は実際に且る点は載せておりません。ただ登録をどうしてやるかというところ……ここでやりますのは一番問題になりますのは、一審調査をやるか、或いは個々調査をやるかというところが一番問題でありまして、一審調査でやる、その費用をどうするか、かういふことが施行法の根本なので、出るといたしますならば施行令で出べき問題でございます。ところが御承知の通りにこの法律を御覧願えればおわかりになりますように、

〔理事伊藤修君退席、委員長着席〕
我々はこの記載事項に關しましては、人の秘密をあげてこれを出すことにおいてその人に困るといふものは全体的に見ましてもないのじやないか。ただ御指摘のような類の他のさういふ人は、これは類予防法においてさういふことに對しての秘密を守るように規定されております。そこでその予防法に基いた秘密は、これは地方公務員法に地方公務員としての秘密の義務といふものがありますから、ただそれを守る奴がおらん、こゝ言われたのはこれは實際論でありまして、法律といたしましては秘密を守る義務を地方公務員法第三十四条において明らかに規定している。更に罰則にお

いてこれを侵害した場合には罰する、かういふことになつておきますので、法の建前上はそれらの点も守られるものと思ふのであります。ただ衆議院でもいろいろ議論がありました、これを特別の目的に使うのじやないか、これは何かこれでほかのことをやる考へがあるのじやないか、こゝ言われまうと、そこまで臆測せられちや何とも言へんが、我々はこの法律ではさういふことは一つも考へておりませんが、この資料にも最後につけてありますが、これらの諸点に便宜を与えるためにこの法律を作つた、専らそのつもりである。さういふ考へておられますので、御指摘のような御心配はないのじやないかと思ひます。なお施行の際に際しましては、施行令でも若し必要があればやりまし、又施行の際に際しては、施行当局として十分説明のようなことを注意させるものと心得ております。又我々もできるだけの点は注意いたすつもりであります。

○伊藤修君 今の点は羽仁さんがこの前からたび／＼述べられたのですが、勿論今般治委員のお話でも御同意のようです、無論どうせ訓令とかその他で賄つても差支えないのですが、当然施行令が出ることは予想されるのでありますから、施行令でその程度は書くといふことを御説明願つたらどうですか。

○政府委員(平賀健太君) 只今の点、非常に御尤もな御議論と思ひますので、住民登録法施行令の中におきまして、その点十分考慮いたしまして必要な規定を盛りたいと考へております。
○羽仁五郎君 只今伊藤委員の御質問に對する御答弁というものは、それに

對して絶對的に私としては信頼を寄せたいと思ふのであります、何故にさういふ人権を保障し、個人の秘密を尊重するといふ規定を置くことにさういふに躊躇されるか、ます／＼疑わざるを得ないのです。それで先ほど提案者の御説明にもありましたが、地方公務員法にも書いてある、だからよろしいといふふうにおつしやいますけれども、それじや例へば英國が英國において國勢調査をなすときに、その國勢調査を規定する法律の中に、何故に特段に最初のこの國勢調査においてなされるのはならない、公務員がこの規定に違反した場合には、これに對して嚴重な刑罰を科する、といふような規定を特別に書いてあるかといふことも考へて頂いたほうがいいのじやないか。で、どこかにさういふ規定があるから、だからこの法律には書いて置かなくてもいいほどに日本の公務員が英國の公務員よりも遙かに進歩した公務員であるといふ考へであるかも知れない、私もさう信ずることができれば甚だ幸福なものでございませうけれども、併し遺憾ながらそれは恐らく客観的には認められないのではないかと。それでこの資料を拝見いたしましたし、例へばこの住民登録事務吏員の証といふのを拝見しても、事務吏員たるや、第一に念頭に置かなければならないのは基本的人権、或いは個人の秘密を侵すことをしてはならない、これは第一に注意せられるべきであるのに、注意書のほうに、こゝへ住民登録法を援用してあります、そのほうを見ると、國民のほうに虚偽の記載をした場合には直ちにこれに對して調査を行い、或いはこれに對

して罰することができるといふほうばかりが書いてある、その反對のほうは全然書いてない。さういたしますと、これは立法者たる般治衆議院議員においては先ほどの御答弁のうちに、人権は飽くまで尊重するといふ、高邁なる識見を持つておられる、これは少くも疑いませぬ、疑いませぬが、先ほどの御説明のように、最初の調査をなす場合には臨時雇のかた／＼も入れてさうして調査をなされる場合、尤もその臨時雇のかたは必ずしも重大な責任を持つ仕事をなされるのではな

いからかも知れない、さういふかた／＼は地方公務員として個人の秘密を侵した場合に罰則を受ける、かういふ点についても十分の認識、或いは十分の關係がないかも知れない、そして又仮に地方公務員のかた／＼が住民登録事務吏員となられた場合にもその証と

して罰することができるといふほうばかりが書いてある、その反對のほうは全然書いてない。さういたしますと、これは立法者たる般治衆議院議員においては先ほどの御答弁のうちに、人権は飽くまで尊重するといふ、高邁なる識見を持つておられる、これは少くも疑いませぬ、疑いませぬが、先ほどの御説明のように、最初の調査をなす場合には臨時雇のかた／＼も入れてさうして調査をなされる場合、尤もその臨時雇のかたは必ずしも重大な責任を持つ仕事をなされるのではな

いからかも知れない、さういふかた／＼は地方公務員として個人の秘密を侵した場合に罰則を受ける、かういふ点についても十分の認識、或いは十分の關係がないかも知れない、そして又仮に地方公務員のかた／＼が住民登録事務吏員となられた場合にもその証と

して罰することができるといふほうばかりが書いてある、その反對のほうは全然書いてない。さういたしますと、これは立法者たる般治衆議院議員においては先ほどの御答弁のうちに、人権は飽くまで尊重するといふ、高邁なる識見を持つておられる、これは少くも疑いませぬ、疑いませぬが、先ほどの御説明のように、最初の調査をなす場合には臨時雇のかた／＼も入れてさうして調査をなされる場合、尤もその臨時雇のかたは必ずしも重大な責任を持つ仕事をなされるのではな

しょうか。相當考慮するつもりだけれども、そのときになるとどうなるかわからないといふように、疑わわけでは全然ないのでございませうけれども、併しこの前のときに相宜申上げ、それでこの施行法案のときにそれが出て来るものと思つて私は堅く期待しておつて、今日拝見して見ると……これは私の勝手な印象かも知れませんが、頗る裏切られた感を抱くものであつて、従つて今度は只今伊藤委員から大変有難い御質疑があつたんであります、而して今、それに対する政府の答弁も本来ならば直ちに了承すべきはずでございますけれども、又かういふやうなことが繰返されるということであるといふことと思ひまして、或いはあつものにこりてなますを吹くのかも知れませんが、施行令の際に必ずその点について明らかに示すといふふうに承してよろしくございませうか。その点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(平賀健太君) 仰せの通りにはいたしたいと存じます。なお施行令のみであります、これを實際に実施運用いたします際には、市町村に對しましていろいろの指導が必要で、通牒式のものが出来るわけでありまして、その中におきましても、十分に職權の濫用に亘るやうなことがないようには十分趣旨をはつきりいたしたいと存じます。

○羽仁五郎君 然らばその施行令等においてさういふ点において明らかに示しになるつもりか。今日直ちに何うといふことは或いは適當でないかも知れませんが、次の機会にそれらの点について列挙してお示しを願えれば大変有

難いと思つてあります。それから又この住民票の使用につきまして、丁度統計委員会におきましてとられておるような態度が当然とられることと思つてあります。直接これを管理するのは市町村において管理をしておるわけでありまして、その例えはこの施行法を見ましても、施行法じやない、本法、登録法でありましたが、何人もこれを自由に閲覧することができるといふところがありますけれども、それだけではよろしいのか、それとも市町村において管理しておる住民票というものをそれ以外のかたが見る場合の注意といふことも私は必要じやないかと思つたので、それらの点について次の機会にお示し頂けまじやうか、その点を伺つておきたいのです。

○衆議院議員(鐵治眞作君) これをおここのあとで施行令を作る当局に今の趣旨は十分わかつてもらいますが、私といたしまして、今のお説に従つてこの際当局に要望しておきたいことは、本法に記載したる以外のことを強制的に調べてはいかんと、これはまあ原則だと思ふ。更にそのこれを調べる際に、個人の秘密を仮に知つたとしても、これは厳重に保持すべきものである。これらの点が一番重要な点じやないかと思ひます。それからこの趣旨につきましては、これは随分議論があつたのですが、初めは利害関係あるものといふことになつておつたのですが、ところが衆議院ではそんな區別を何のためにするのだ、今あなたの議論と正反對の議論で、到底それを取り除かれたのであります。これは仮に類のお話であります。預り防法ならばそれは当然示さんといふことが出ておりますか

ら、そういうものは当然そういうことで制限されると思ひますので、そのほかなお制限すべきものがあるならば、又研究してもらいますが、大体そういうことではないかと思ひます。これは一つ今言われた何より大事なのは、この登録事務の講習みたいなことを先にやりますから、さうな際に訓令要綱として掲げること、それから施行令では今言うように特別のこゝと、これ以外のことを調べてはならん、仮に調べる際に秘密なことがわかつて、それはまあ秘密事務として厳重に保持すべきものである。かようなことは注意することが原則じやないか、かように考へておる。これは当局へも私から又申上げることになつたしましう。

○羽仁五郎君 くだいようでありますけれども、その施行令、或いはその講習、その他類する重になされることと思ふのであります。残念ながら我々国会議員、或いは立法者はまだそこまです手が及ばない。そこに至りましてどういふふうになるかといふことを、只今我々が立法者として非常な危機の念を持つといふことは、十分提案者も、又政府当局も御了解のことだと思ふのであります。で、我々の手の届かないところに問題を譲つてしまふのであります。私としては非常にその点、或いは国会議員の職責を究つたものではないかといふふうになつて思ふのであります。それから、その点十分御諒察下さいまして、第一にはこの行政上の便宜といふことによつて、基本的人権や、個人の秘密を侵すといふことがあつてはならない。この原則、それから第二にこの調査が、主としてその調

査を受ける側の立場の人の自由なる記載といふことが原則とならなければならぬ。で、嘘偽のことを述べる、或いはその他のこと、いわゆる嘘偽の事実を述べてはならないといふことによつて、自由なる記載の原則といふものを侵してはならない。これが第二のこゝとだと思ふのであります。それから第三はこの住民登録法の使用が、これの用い方、又は閲覧が、さういふ点において基本的人権や個人の秘密といふことに立ち至つてはならない。これは私は三つの主なる点であらうといふふう

に思ひます。さうしてこれは決して類ばかりの問題ではないので、現在の日本の社会状態とか、或いは又今後さういふ点も考へなければならぬといふようないろ／＼な点もあらうかと思ひます。結婚の問題にせよ、家族の關係にせよ、その他の点で決してそれらの点で個人の秘密として侵すことの許されんものが私はあらうと思ふのであります。で、さういふ問題は一般にありまして、且つそれらは近代社会が成立し、発展して行く上の根本的な点に存すると思ひますので、どうかその点について、只今政府委員並びに提案者の側から御答弁がございましたが、それらの御答弁は今私が述べましたような点について満足することのできるものであるといふように了解をしてよろしいかどうか、もう一応伺つておきます。

○衆議院議員(鐵治眞作君) 御趣旨は十分尊重して善処するつもりであります。

○委員長(小野義夫君) それではこの問題はこの程度で……ちよつと速記をとめて……

〔速記中止〕

○委員長(小野義夫君) 速記を始め……今日これにて散会いたします。

午後零時二分散会